

有害大気汚染物質測定結果(令和3年度)

■環境基準

調査対象項目	環境基準
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※1}
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※3}
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}

※1 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年4月20日環境省告示30号)

※2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日環境庁告示4号)

※3 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年11月19日環境省告示100号)

単位:($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値 ^{※4}
調査対象項目	ジクロロメタン	0.62	0.54	1.3	1.1	0.25	0.72	2.4	0.84	0.28	2.2	1.6	1.5
	ベンゼン	0.55	0.57	1.4	0.3	0.36	0.44	0.91	0.59	tr(0.09)	1.1	1.1	0.99
	トリクロロエチレン	<0.07	0.23	0.31	0.73	<0.04	0.26	0.49	0.2	<0.018	2.3	0.86	0.19
	テトラクロロエチレン	<0.07	<0.08	0.14	<0.08	<0.09	<0.12	0.064	0.074	<0.010	0.28	0.15	0.092

※1 環境基準値

※2 定量下限値未満、検出下限値以上の場合は、測定値に「tr()」を付けて表示した。

※3 検出下限値未満の場合は、検出下限値に「<」を表示した。

※4 平均値の計算では検出下限値未満の場合に限って、検出下限値の1/2の値を用いた。

※5 検出下限値とは、その測定において検出できる最小の濃度のこと。

定量下限値とは、その測定において定量できる最小の濃度のこと。